土木交通・警察・企業常任委員会 資料 10 令 和 5 年 (2023年)7 月 7 日 土木交通部 流域政策局 河川・港湾室

第3期滋賀県河川整備5か年計画の策定について

1 河川整備計画と滋賀県河川整備5か年計画

本県の河川整備計画は、県内を7圏域に区分し河川法第16条の2に基づき策定している。 概ね20年間の整備内容を計画に位置付けて、これに基づき河川整備事業を実施している。 滋賀県河川整備5か年計画は、概ね20年間の河川整備計画の実施内容から、河川の状 況を踏まえ、治水対策を計画的に進めるため、5年間に実施する河川整備事業の内容を土木 事務所ごとに取りまとめるもの。(図1 参照)

-[法定計画]-

河川整備計画

- ・県内 7 圏域で策定
- ・概ね20年間の計画



滋賀県河川整備5か年計画

土木事務所ごとに策定

第1期:平成 26 年3月策定(H26~H30) 第2期:平成 31 年3月策定(H31~R5)

図1 河川整備5か年計画の位置図け



河川整備計画名	策定時期
志賀·大津圏域河川整備計画	平成 24 年 3月
信楽·大津圏域河川整備計画	平成 25 年 3月 ※
甲賀·湖南圏域河川整備計画	平成 26 年 12 月 ※
東近江圏域河川整備計画	平成 22 年 7月 ※
湖東圏域河川整備計画	平成 25 年 12 月
湖北圏域河川整備計画	令和 3年 3月
湖西圏域河川整備計画	平成 28 年 3月

※ 令和6年3月変更予定

【参考】 河川整備計画の各圏域図および策定時期

2 第3期計画(令和6年度~令和10年度)の概要

第1期と第2期の実績を踏まえて、令和6年度からの5年間に実施する河川整備事業の内容を取りまとめるもの。

当計画に位置付ける区間(図2 参照)

(1)整備実施区間

・令和 6 年度から令和 10 年度までの 5年間に河川整備を実施する区間。

(2)事業準備区間

- ・他事業の進捗状況および地元との調整等を考慮して整備を検討し、実施する可能性がある区間。
- ・河川整備計画の見直しを検討する区間。

(3)堤防強化対策区間

・河川整備が進まない河川において、堤防の質的強化を図る区間。

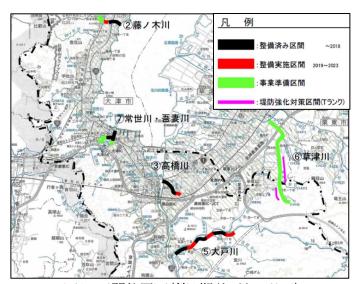


図2 区間位置図(第2期計画より引用)

ただし、次の事業は、5か年計画にかかわらず必要に応じ取り組む。

- ① 災害復旧事業
- ② 補修・修繕など緊急的に対応すべき事業
- ③ 局所的な改修など小規模な事業(全体事業費が5億円未満)
- ④ 維持管理事業

3 第3期計画策定にかかる今後の予定

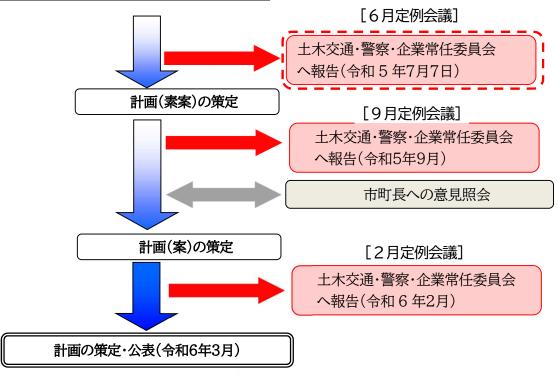


図3 第3期計画策定フロー図